

令和6年度 ワークーションを通じた関係人口創出・拡大業務

業務仕様書

令和 6 年 5 月

岩手県ふるさと振興部地域振興室

令和6年度 ワークーションを通じた関係人口創出・拡大業務 仕様書

1 本業務の概要

(1) 趣旨

本業務は、県内のワークーション施設等と地域課題の解決や地域活性化に向け活動している地域団体が連携したモデルツアー（以下、「ワークーションお試しツアー」という。）を実施するほか、ワークーション施設等と地域団体とのつながりを構築するための交流会（以下、「マッチング交流会」という。）を開催することにより、地域課題の解決や地域資源の活用等に関わる「関係人口」の創出・拡大を図ることを目的とする。

(2) 業務件名及び数量

令和6年度 ワークーションを通じた関係人口創出・拡大業務 一式

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月10日（月）

(4) 委託料の上限額

2,116,895円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務内容

(1) ワークーションお試しツアーの企画・実施

① 開催場所等について

スノーピーク陸前高田キャンプフィールドを主な会場に1回以上開催することとし、時期及び行程は提案によるものとする。

② プログラム内容について

以下を踏まえた企画の提案によるものとする。

ア 地域課題の解決に関する活動の実施

イ 地域の魅力を体験できる機会の提供

ウ 地域住民や地域団体との交流を図る機会の提供

エ 地域課題の解決や関係人口に関する提案などを発表する場の設定

なお、参加者募集、参加者の食事、滞在施設・訪問場所・運営スタッフの手配、進行政管理、ワークーションお試しツアー当日運営等の一切の業務を行うこと。

③ 参加者について

ワークーションに関心を持つ企業又は個人とし、県外在住者を主な対象とする。ただし、県内からの参加を拒むものではない。

④ その他

ア ワークーションお試しツアーに係る参加費（入館料や体験料等）、参加者の交通費及び宿泊費は委託費には含まず、参加費等が発生する場合、参加者から徴収すること。

イ SNS等を活用して、広くプロモーションすること。

⑤ 効果検証の実施

ワークーションお試しツアー実施後は、参加者へのアンケート調査を行うとともに、実施結果を踏まえた今後の課題を洗い出し、分析・検証のうえ、報告書を作成して提出すること。

(2) マッチング交流会の開催

① 開催場所等について

県内のワーケーション対応可能な宿泊施設等を主な会場とし、広域振興圏ごとに1回以上、合計4回以上開催すること。

② 参加団体について

県内のワーケーション対応可能な宿泊施設、地域課題の解決や地域活性化に向け活動している地域団体及び関係人口の創出・拡大に興味を持つ団体等から選定すること。

③ 内容について

参加団体同士のつながりを構築し、今後の関係人口創出・拡大に向け連携を図ることができるような提案とすること。

④ その他

飲食を伴う交流会を行う場合は、参加者から飲食代を参加費として徴収すること。

その他、会場及び運営スタッフの手配、進行管理、交流会当日運営等の一切の業務を行うこと。

3 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」、「2 業務内容」に沿った内容で、かつ、次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

(ア) 企画実施のコンセプト・全体イメージ

(イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）

(ウ) 実施スケジュール

(エ) 業務の監理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあっては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。なお、提案に係る費用の総額は、1（4）に定める委託料の上限額を超えないこと。

イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。

(ア) 企画提案書 6部

(イ) 積算内訳書 6部

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する企画提案

イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案

ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案

エ その他、本仕様書に定める事項に反した企画提案

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先(称号又は名称)、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、4(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、4(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

5 その他留意事項

本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となること。